

第88回千葉県大規模小売店舗立地審議会

1 日 時:平成23年7月28日(火) 午後2時から午後3時6分まで

2 場 所:プラザ菜の花 3階 菜の花

3 出席者:千葉県大規模小売店舗立地審議会委員(10名)

伊藤委員、臼田委員、門井委員、鬼沢委員、木村委員、古宮委員、
轟木委員、榛澤委員、森委員、安井委員、

事務局

商工労働部 影山次長

経営支援課 石渡課長、江澤室長、森副主幹、宮崎副主幹、鈴木主査

4 開 会:

① 審議案件概略説明

<事務局> 本日の審議案件は、流山市の(仮称)ベルク流山おおたかの森店、銚子市のセイミヤ四日市場店の計2件で、すべて新設の届出案件でございます。また、報告案件といたしましては、ロックシティ館山ほか計2件で、既存店舗の変更として届出のあったものでございます。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

② 成立要件の確認(県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上(全員)の出席があることから成立を確認した。)

③ 議長の選出(県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。)

④ 議事録署名人選出(議長が轟木委員と森委員の2名を指名した。)

5 議 事:

○ 議題(1) 新設の届出に対する県意見の審議は、次のとおりであった。

<伊藤会長> 本日の審議案件は2件でございます。それでは審議案件の1、(仮称)ベルク流山おおたかの森店、これは流山市にありますが、この案件につきまして事務局のほうから説明をいただきます。

(スクリーン(以下「SC」と表記))

①(仮称)ベルク流山おおたかの森店について

<事務局> それでは、早速審議案件1の説明をさせていただきたいと思います。

名称は、(仮称)ベルクおおたかの森店で、新設案件でございます。スクリーンの広域見取り図と審議資料の1ページを併せて御覧ください。

(SC広域見取り図) 所在地は流山市の西初石で、つくばエクスプレス流山おおたかの森駅から北西へ約0.5kmの市道沿いに位置しております。建物の設置者は株式会社ベルク、小売業者も同じく株式会社ベルクとなっております。

(SC概要) 敷地の概要ですが、敷地面積は5,740㎡、用途地域は準工業地域となっております。建物構造は鉄骨造り地上2階建てとなっております。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成23年9月19日、店舗面積は2,169㎡、営業時間は午前9時から翌午前零時まで、駐車場の利用可能時間は午前8時30分から翌午前零時30分まで、荷さばき可能時間は午前10時から午後10時までとなっております。

(SC周辺見取り図) 周辺の周辺見取り図環境ですが、スクリーンの周辺見取り図を御覧ください。計画地の東側は道路を挟みスポーツ施設、西側は事務所兼住宅、南側は道路を挟み空き地、北側は道路を挟み事務所となっております。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、ともにございません。

(SC建物配置図) 2ページ目をお開きください。スクリーンは建物配置図になります。資料と併せて御覧いただきたいと思います。

駐車場は指針を上回る96台を確保し、うち2台を身障者用、2台を高齢者用とする計画です。出入り口は3カ所設け、店舗東側及び南側の出入り口1、2は左折イン、左折アウト、北側の出入り口3は左折イン、右折アウトとなっております。

また、交通への支障を回避するための方策として、各出入り口に交通整理員を配置し、オープン時等の繁忙時には増員する。また、誘導標識の設置や矢印等の路面標示をする計画です。

また、誘導標識の設置や矢印等の路面標示をする計画です。

また、駐輪場は指針を上回る95台を確保する計画で、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

続いて、荷さばき施設の整備等についてですが、荷さばき施設は店舗の西側に設け、面積は96㎡、同時作業可能台数は1台、ピーク時の1時間当たりの搬出入車両台数は1台で、施設は充足しており、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC来店経路図) 次に経路設定ですが、スクリーンの来店経路図を御覧ください。店舗への誘導は、北側からは市道から店舗北に接するT字交差点を右折し、出入り口3を左折イン、南側からについては市道から出入り口1を左折インの計画となっております。また、出入り口2につきましては、道路が未完成のため現状こちらの利用はほとんどないものと考えられます。この経路の周知は、オープン時の新聞折り込みチラシに案内経路を掲載するほか、案内看板を設置し、繁忙時には交通整理員を配置する計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC建物配置図) 3ページをお開きください。スクリーンは建物配置図になります。

歩行者の通行の利便性の確保については、駐車場内には夜間照明や横断歩道を設置して歩行者の安全を確保する計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC廃棄物の減量化) 続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、スクリーンを御覧ください。

減量化については、リターナブルコンテナ等を使用し、搬入時の廃棄物の削減に努める。商品の無包装、ばら売り、簡易包装を実施する、マイバッグ推進を行い、レジ袋辞退の場合2円引きサービスを実施する。

(SCリサイクル計画) また、リサイクル計画については、搬入時の段ボールは100%リサイクルする、リサイクルの推進状況を把握し自社のリサイクル意識を高める、食品関係については、リサイクル法の指針以上の再資源化に取り組む、牛乳パック、トレー、ペットボトルを店頭回収するなど、適切な配慮がなされていると認められます。

次に、防災・防犯対策への協力に関してですが、防災対策は、地元から要請があった場合はできる限りの協力を行う。防犯対策として、従業員の定期巡回、防犯カメラの設置、営業時間外は機械警備の実施や出入り口を閉鎖、施錠するなど、適切な配慮がなされていると認められます。

次に、騒音についてですが、写真により周辺状況を説明させていただきます。お手元の資料の図の周辺見取り図をあわせてごらんください。スクリーン右上は周辺図で、赤い矢印は写真を撮影した位置となっております。

(SC写真1) 写真1ですが、店舗北側の状況です。道路を挟んで空き地とテニスクラブがあります。

(SC写真2) 写真2、店舗北側の状況です。道路を挟んで空き地と事務所があります。

(SC写真3) 写真3、店舗南側です。道路を挟んで空き地、その奥に浄水場があります。

(SC写真4) 店舗西側の状況です。隣接して事務所兼住宅があります。

資料は5ページの表とスクリーンを逢わせて御覧ください。等価騒音の予想図になっています。

(SC騒音予測地点図―等価騒音) 店舗は、午前9時から翌午前零時まで営業し、駐車場は午前零時30分までであり、夜間にかかります。機器類も夜間稼働し、冷凍用室外機、キュービクルは24時間稼働します。荷さばき作業は、夜間には実施しません。

等価騒音の予測については、東及び南側は準住居地域、それ以外の地点については準工業地域のそれぞれの基準をすべて満たしております。

(SC騒音予測地点図―夜間最大) 次に、夜間最大になります。夜間最大の予測については、敷地境界で超過するものがあり、保全対象側においても車両出入り口であるA、Bの2地点で基準値を超過します。保全対象側において、A地点は基準値50のところを56、B地点は基準値45のところ49となっております。しかしながら、A、B地点の保全対象側は現況が空き地であり、付近に保全対象がないことから、周辺環境に与える影響は軽微であると認められます。

続きまして、廃棄物関係、6ページをお開きください。廃棄物についてですが、スクリーンの建物配置図を御覧ください。

(SC建物配置図) 廃棄物の保管施設は、店舗施設内の東側に指針を上回る9m³を確保し、また、廃棄物の処理方法についても、許可業者による敷地外処理を金属、ガラス、プラスチック類は週1回、生ごみその他可燃物は週3回、紙類は週5回行う計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

次に、敷地内の緑化計画ですが、流山市の条例の基準10%を上回る25%、567m²を緑地化するとしております。

街並みづくり、景観への配慮としては、周囲と調和のとれる形状の建物、高さ、色調とし、周囲との調和を図るなど、屋外照明等についても点灯時間や照射角度などへの適切な配慮が見られます。

続いて、市町村・住民の意見ですが、これはともにございませんでした。

(SC県の意見(案)) 最後に7ページの総合判断ですが、駐車・駐輪需要、荷さばき施設、騒音、廃棄物保管容量、廃棄物処理、街並みづくり等、いずれも指針に照らし適切な配慮がなされていると認められるため、当店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

<伊藤会長> 御苦勞さまでした。何かご質問あるいはコメントがございましたら遠慮なく出

してください。

それでは、専門の木村委員、騒音が基準値を超えているところがあるのですが。

<木村委員> 夜間は問題ないと思いますが、昼間の等価騒音レベルが50dBを超えている地点があります。基準値は一応クリアしていますけれども、何らかの苦情が出ましたら早急な対処をお願いしたいと思います。

<伊藤会長> 苦情が後に生じましたら対処するというので、審議会でそういう意見が専門委員からあったとお伝えいただきたいと思います。

<事務局> わかりました。資料の中でも、苦情が出たときには誠意を持って対応するというふうに設置者の方も申ししておりますので、審議会の意見として伝えたいと思います。

<伊藤会長> お願いいたします。

それでは廃棄物のほうで、鬼沢委員。

<鬼沢委員> この出店計画の最初の趣旨のところ、環境問題等ということで「生活環境を考慮した提案に伴う品揃えを図りたい」という1行が入っています。これはすごく大切なことで、今後具体的に、環境配慮商品をなるべくたくさん陳列することなどに努めていただきたいと思います。

それと、2009年度のレジ袋の削減ですが、2円引きをして23.3%というのは評価できますが、実際レジで2円引きをしているのであれば、やはり3割を超える努力をしていただきたいと思います。

<伊藤会長> 審議会でこのような意見があったことをお伝えいただきたいと思います。

安井先生、交通はいかがですか。

<安井委員> 資料を拝見しましたが、非常に交通量の少ないところで、関係機関とも適切に協議がされて安全対策をされていますので、特に問題ないという判断でいいと思います。

<伊藤会長> それでは、門井委員。

<門井委員> 商工会も商工会議所も、地域の総合経済団体としていろんな活動を地域でやっている団体です。その活動の中で、地域の商業の活性化を通じて地域振興を図ることが商工会や商工会議所の重要な役割であり、私どもとしてはこういうふうに店舗を出店するのであれば、できれば地元の総合経済団体に入ってほしいという要望が1点。

仮に団体には入らなくても、企業の地域貢献ということで、例えばですけれども、地域でイベントがあれば人を出すとか、寄附をするとか、地域貢献にも力を入れてもらいたいということを申し上げたいと思います。

<伊藤会長> わかりました。審議会の中で、そういう要望もありましたということですね。

<石渡課長> 県も大規模店舗の地域貢献ガイドラインを策定したり、貢献の包括協定等を結んで、大型店舗と地域との共存共栄ということを推し進めてございます。ただ、商工会議所、商工会に入るかどうかというのは、最終的には各企業さんが御判断されることでございますので、強制はできないところでございますが、県としてもできるだけ地域と一体になっていただくようお願いしてございます。

また、私どもがお願いしたいのは、商工会議所、商工会さんにおいても、出てきた店舗が入りたいと思われるような活発な日常活動もしていただいで、大規模店舗と共存共栄をされるように、相互に御努力いただけるのがよろしいのかなと思ってございます。

<事務局> この案件につきましては、計画書の23ページを御覧いただければと思います。23ページの(10)その他の事項という欄に、「特記すべき事項」ということで、「千葉県との『地域貢献に関する包括協定』を含め、『商業者の地域貢献に関するガイドライン』の趣旨を踏まえた地域貢献の寄与に努めます」ということを入れていただいておりますので、積極的に県のほうも進めていきたいと考えてございます。

<伊藤会長> この案件については、特段御異議なしということで、県の「意見なし」を認めてよろしゅうございますね。

それでは、第1号議案の(仮称)ベルク流山おおたかの森店、この案件につきまして県の「意見なし」は妥当であると審議会は判断をいたしました。ありがとうございます。

②(仮称)セイミヤ四日市場店について

<伊藤会長> それでは、もう1つの案件に入ります。(仮称)セイミヤ四日市場店で、銚子市です。それではよろしくお願いいいたします。

(SC)

<事務局> それでは、審議案件2の説明をさせていただきます。

名称は、(仮称)セイミヤ四日市場店、新設案件でございます。スクリーンの広域見取り図と審議資料の1ページを併せて御覧ください。

(SC広域見取り図) 所在地は銚子市の四日市場市で、JR総武本線松岸駅から北へ約1.3kmの国道356号線沿いに位置しております。建物設置者及び小売業者は、ともに株式会社セイミヤとなります。

(SC概要) 敷地の概要ですが、敷地面積は9,415㎡、用途地域は無指定地域となります。建物構造は鉄骨づくり平屋建てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成23年9月22日、店舗面積は2,252㎡、営業時間は午前8時から午後10時まで、駐車場の利用時間は午前7時30分から午後10時30分まで、荷さばき可能時間帯は午前6時から午後10時までとなっております。

(SC周辺見取り図) 周辺の環境ですが、スクリーンの周辺見取り図を御覧ください。計画地の東側は道路を挟み空き地及び畑、北側は道路を挟み住居及び畑、西側は畑、南側は神社、道路を挟み住居となっております。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、ともにありませんでした。

(SC建物配置図) 2ページ目をお開きください。スクリーンは建物配置図になります。

駐車場は指針を上回る118台を確保し、うち2台を身障者用、5台を高齢者優先枠とする計画です。出入り口は2カ所設け、出入り口1は左折イン、左折アウト、出入り口2は左折イン、右折アウトとなっております。

また、交通への支障を回避する方策としては、オープン時等の繁忙時、混雑時には、交通整理員の各出入り口への配置や誘導看板の設置、誘導矢印や停止線等の路面標示をする計画です。

また、駐輪場は指針による65台を確保する計画で、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

続いて、荷さばき施設の整備等についてですが、荷さばき施設は店舗北東側に設け、面積は75㎡、同時作業台数は2台で、ピーク時1時間当たりの搬入車両台数は6台で、施設は充足していると認められます。

(SC来店経路図) 続いて、経路設定ですが、スクリーンを御覧ください。店舗への誘導は、店舗西方面からは正面の国道から入り口1へ左折イン、東側は、店舗南東の交差点を右折し、入り口2から左折インとなります。この経路の周知は、新聞折り込み広告への経路の掲載や、繁忙期、混雑時に交通整理員を配置するなどの計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC建物配置図) 次に3ページをお開きください。スクリーンは建物配置図になります。

歩行者の通行の利便性の確保等については、駐車場内は見通しのよい車路とする、歩行者専用出入り口を設置する、駐車場内に路面標示による歩行者横断帯を設置する計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC廃棄物の減量化) 続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、スクリーンを御覧ください。

減量化については、リターナブルコンテナ等を使用し、搬入時の段ボール削減に努める、

簡易包装を推進し、包装資材の削減に努める。

(SCリサイクル計画) また、リサイクル計画については、生ごみは回収業者を通じて農業用の肥料としてリサイクルする、魚のあらは専門業者に委託し再資源化する、店頭のリサイクルボックスを設置し分別回収しリサイクルする、回収トレーはトレー製造工場でリサイクルトレーにする、搬入時の段ボール、発泡スチロールは専門業者に委託しリサイクルする、店内にリサイクルに関する取り組みを掲示しPRするなどの計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

次に、防災・防犯対策への協力に関してですが、防災対策では、自治体から要請があった場合は対応する。防犯対策として、駐車場内への適切な照明設備の設置のほか、店内への防犯カメラの設置、駐車場利用時間外は出入り口をチェーンバリカで閉鎖し機械警備を行う、地域警察署との連絡体系を確保するなど、適切な配慮がなされていると認められます。

続きまして、騒音関係ですが、写真により周辺の状況から説明させていただきます。お手元の資料の周辺見取り図を併せて御覧ください。

(SC写真1) 写真は、店舗南側の状況です。神社の林があり、さらに道路を挟んで畑と住居があります。

(SC写真2) 写真2、店舗東側の状況です。道路を挟んで空き地と住居があります。

(SC写真3) 写真3、店舗北側の状況です。細い道を挟んで住居と畑があります。

(SC写真4) 写真4、店舗西側の状況です。畑を挟み商業施設が立地する予定です。こちらの商業施設のほうは、前回の審議会の案件でございます。

資料は5ページをスクリーンを併せて御覧ください。

(SC騒音予測地点図－等価騒音) 等価騒音ですが、営業は夜10時まで、駐車場は10時30分までの利用となります。機器類も夜間稼働し、キュービクル等は24時間稼働します。荷さばき作業は夜間には実施しません。等価騒音の予測については、東側は第一種住居地域、南側は近隣商業地域のそれぞれの基準、それ以外の地点は無指定地域であり、B類型を当てはめた基準をすべて満たしております。

(SC騒音予測地点図－夜間最大) 次に、夜間最大の予測については、敷地境界で超過するものがあり、保全対象側においても車両出入り口であるE、Dの2地点で基準値を超過します。E地点は直近住居の外壁のP1地点において42と基準値50を下回ります。D地点は直近住居の外壁のP2地点で46と基準値45を上回りますが、南側道路からP2と同距離の地点において現況騒音を測定したところ、現況は50であり、予測値を上回っております。そのこと

から、周辺環境に与える影響は軽微であると認められます。

続きまして、資料6ページをお開きください。廃棄物についてですが、スクリーンは建物配置図となります。

(SC建物配置図) 廃棄物の保管施設は店舗西側に設け、指針を上回る52㎡を確保し、また、処理方法については許可業者による敷地外処理を、金属、ガラス類は週1回、それ以外の廃棄物は週6回行う計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

次に、敷地内の緑化計画ですが、都市計画法に基づく3%を上回る敷地の面積の8.5%に当たる834㎡を緑化する計画です。

次に、街並みづくり、景観への配慮としては、建物や屋外広告は周辺と調和する色調とし、建物の形状はシンプルなものとする。また、屋外照明等についても点灯時間、照射角度などへの適切な配慮が認められます。

次に、市町村・住民意見ですが、ともにございませんでした。

(SC県の意見(案)) 7ページの総合判断ですが、駐車・駐輪需要、荷さばき施設、騒音、廃棄物保管容量、廃棄物処理、街並みづくり等、いずれも指針に照らし適切な配慮がされていると認められるため、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございました。

この案件について、轟木委員から質問が出されていたようですが。

<轟木委員> 店舗南東ですが、以前説明を受けた時には道路沿いの神社の林の木が高く、しかも神社の敷地がちょっと道路側に向かって膨らんでいますので、店舗東側の出入口から出る車が国道のところで右折する時に、見通しの問題はないのかということと、国道の交通量も多いと聞いていますので、安井先生に見解を伺いたいと思います。

<安井委員> 交差点処理計画という資料に、国道に右折して出る車がどのくらいの遅れを被るかというのを計算しています。それからすると、恐らく1時間として見ると渋滞は起きないと思いますが、右折して出るというのはかなり交通量的に厳しいですね。ですから、多分誘導員を立てないと処理できない、右折がなかなか出来ない状況ですので、実際開業してからどうするか、見通しなども含めて検討する必要があると思います。

<事務局> 事務局のほうで設置者にそのことを確認させていただきました。そうしましたら、店舗東側の道路については、現在4mほどですが、設置者のほうで市と協議しまして、6mほどの道路に拡幅するということでございます。

また、御神木については切ることが出来ませんが、その奥のやぶになっている部分につい

では、地元と協議をして、見通しがいいように伐採するということで了解をいただき、開業までには整備する旨回答いただいております。

また、資料の計画書の11ページに警察との協議内容が記載されています。そこでは、国道からの右折及び国道への右折についての対応策として、出庫については、交通整理員により国道の様子を見ながら退出させ、この先の道路が詰まるようであれば、駐車場の出入り口のほうで外に出させないような調整をするという計画となっています。今回、安井先生からもご意見をいただきましたので、私どもでも、開店後、時期を見て現地を確認させていただきたいと思います。また、設置者にも、開店後の状況により必要に応じて地元警察とよく相談をしていただいて、問題には適切な対応をしていただきたいということをお伝えしたいと思います。

<轟木委員> よろしくお願ひします。

<古宮委員> この三差路のところの幅員は拡張されるんですか。

<事務局> この国道自体は変えずに、市道のほうを店舗側の敷地をセットバックする形で、4m幅を6mにするということにしています。カーブのところの交差点も、それに伴ってかなり現状より緩やかになります。計画書の図面3を見ていただくと、拡張後の図面になってございまして、ご神木にかなり近いところまでカーブを切り込むような計画になっています。

<古宮委員> カーブミラーを設置する予定もないんですか。

<事務局> カーブミラーの設置については、今の計画にはございません。

<古宮委員> 右折するには、交差点まで頭を突っ込まないと右折できませんね。

<事務局> 現状ですと、かなり見通しが悪い状況ですが、今後どの程度見通しがよくなるかによって、状況も変わってくるのではないかと考えております。

<伊藤会長> せめてカーブミラーぐらいあってもいいような気がしますが。

<安井委員> 道路を拡張した段階で、その辺を判断することになると思います。

<伊藤会長> 交通問題への対応がちょっと不安を残すようなので、なお書きぐらいのところでも悪くはないですよ。

<事務局> 安全対策について、開店後の状況により適切な対応をするような形のものをなお書きで記載してはいかがでしょうか。

<伊藤会長> 右折車両について入れてもいいですね。

<轟木委員> お願いします。

<事務局> では、なお書きで、開店後の状況により適切に対応するようにということを入れさせていただきます。

<伊藤会長> そのほうがいいと思います。我々委員の意見が反映されていると思います。

次に、廃棄物につきまして、鬼沢委員をお願いします。

<鬼沢委員> 営業活動における減量化計画が、どちらかというとリサイクルに重点が置かれていますね。できましたら、リサイクルだけではなく、その前にもう少し発生抑制に力を入れてもらって、個別包装を余りしないとか、ばら売りをするとか、リデュースの視点を取り入れた、もう少しきめ細かな発生抑制の計画としていただけたらありがたいと思います。

<伊藤会長> ごもつともですね。減量化のところをもう少し具体的にやってほしいという意見が出ました。

騒音につきまして、木村委員、ご意見、コメントは。

<木村委員> この地点でも昼間の等価騒音レベルが50dBを超えていまして、クリアはしていますが、ここの地点で一番まずいのは、音源が空調関係で、予測が51dBとなっています。51dBという定常音がずっと出っぱなしですとかなり影響あると思いますので、何か苦情がありましたら対応をよろしくをお願いします。

<伊藤会長> このあたりに住居はありますか。

<事務局> こちらが住居になってございます。ここのところが、食料品のお店ですので、冷蔵庫関係のものが夜間稼働するということです。

<伊藤会長> 遮音壁計画は、あるんですか。

<事務局> 遮音壁はございません。

<伊藤会長> これも苦情が出たらということでしょうね。

<事務局> こちらについても、計画書の中で苦情が発生した場合は誠意を持って対応するということが入ってございます。

<伊藤会長> そういうことで対応していただくということでございます。

ほかに委員の方で、何かこの案件につきまして、よろしゅうございますか。

<森委員> 1点だけ確認しておきたいんですが、住民等の意見なしということなんですが、この住民等の意見の「等」の中には、例えば地元の商工会議所などの意見なども踏まえた上で何も意見がなかったということなのでございましょうか。その辺、確認させてください。

<事務局> 住民等の意見につきましては、商工会議所、商工会、またその会員を含めて意見なしということで、地域の商工会、商工会議所によりましては、特に大きな店舗が出た場合は会員に出店の概要をお知らせしているという商工会、商工会議所もございます。

<榛澤委員> 特になしでよろしいと思いますが、1つだけお聞きしたいのは、先ほどのその他の事項とこの場合のその他の事項の中身がちょっと違うんですけれども、これは県の

質問に対して、事業所が書かれたものでしょうか。

<事務局> 基本的には、設置者が自ら進んで行うというものをこちらのほうに記載していただいております。

<伊藤会長> それでは、この案件は少し問題がございますので、県の「意見なし」の後になお書きで、交通の安全のことを追加することにします。

文章の表現については、私の責任において事務局で検討していただくということにしたいと思います。

それでは、今日の2つの案件は、1つだけなお書きの追加がございましたが、県の「意見なし」について了承いたしました。

○ 議題(2)変更の届出に対する県意見の報告については、次のとおりであった。

<伊藤会長> それでは、議題の2で変更の届出に対する県意見の報告案件が2つありますが、簡略に説明をお願いいたします。

<事務局> 報告案件は2件でございます。

①のロックシティ館山は、駐車場の台数の変更を行うものです。これにつきましては、市町村、住民からの意見はありませんでした。

②のフィールズ南柏は、同じく駐車場の位置及び台数の変更を行うものです。こちらにつきましても、市町村及び住民からの意見はございませんでした。

以上、2件について変更による周辺環境に及ぼす影響は軽微であり、施設の配置、運営方法には適切に配慮されていると認められるため、県の「意見なし」として決定をした旨通知をいたしました。

以上でございます。

○ 議題(3) その他については、次のとおりであった。

配布資料（届出状況一覧）の補足説明を行ったほか、次回開催の第89回千葉県大規模小売店舗立地審議会の日程については後日調整のうえ決定することとした。

6 閉 会：午後3時6分閉会

平成23年 月 日

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印